消防機器等評価規程

「制定」 令和元年12月18日

(目的)

第1条 この規程は、新たな技術開発に係る消防の用に供する機械器具等(以下「消防機器等」という。)について、法令で定められた技術上の規格の基準の特例制度の円滑な運用を図るために、日本消防検定協会(以下「協会」という。)が行う消防機器等の評価の手続き等を定めることを目的とする。

(消防機器等の評価等)

第2条 協会は、新たな技術開発に係る消防機器等について、その形状、構造、材質、成分及び性能に関し、技術的な観点から評価を行うこととし、あわせて技術上の規格に係る特例基準の原案を策定するものとする。

(評価に係る依頼手続き等)

- 第3条 新たな技術開発に係る消防機器等について基準の特例制度の適用を受けようとする者が当該消防機器等について評価を受けようとするときは、別記様式による消防機器等評価依頼書(所要の添付図書を含むものとし、以下「依頼書」という。)を協会に提出するものとする。
- 2 協会の理事長(以下「理事長」という。)は、提出された依頼書が所要の様式その他の 要件を具備していると認める場合には、消防機器等評価委員会(以下「評価委員会」と いう。)に審査を付託するものとする。
- 3 第1項の規定により評価の依頼をした者(以下「依頼者」という。)は、理事長が別に 定める手数料を納入するものとする。

(評価委員会)

- 第4条 協会に評価委員会を設置するものとする。
- 2 評価委員会は、委員15名以内をもって構成する。
- 3 委員は、消防機器等についての学識経験を有する者及び行政機関等の職員とし、理事 長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。
- 5 評価委員会に理事長が選任する委員長1名を置き、委員長は評価委員会を総括する。
- 6 評価委員会に委員長が指名する副委員長1名を置き、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 7 評価委員会は、理事長から付託された事案について審査を行う。

(専門部会)

- 第5条 評価委員会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、専門委員20名以内をもって構成する。
- 3 専門委員は、消防機器等についての学識経験を有する者及び行政機関等の職員とし、

委員長の指名により理事長が委嘱する。

- 4 専門部会には、委員長が専門委員の中から指名する主査を置き、主査は専門部会を総括する。
- 5 専門部会は、評価委員会から付託された事項について検討し、その結果を評価委員会 に報告する。

(合同委員会)

第6条 審査の円滑を図るため、必要に応じ、評価委員会と専門部会による合同委員会を 開催することができる。

(評価委員会の運営)

- 第7条 評価委員会は、必要に応じて委員長が召集し、委員の3分の2以上の出席により 成立する。
- 2 評価委員会の審査は、原則として書面審査による。
- 3 評価委員会の審査は、おおむね3ヶ月以内に終了するものとする。
- 4 評価委員会は、審査の結果を理事長に報告するものとする。

(評価の結果通知)

第8条 理事長は、評価委員会の報告に基づき評価を行い、その結果を依頼者に通知するものとする。

(意見の提出)

第9条 理事長は、評価の結果に基づき、特例制度の適用に係る意見を、総務大臣に提出 するものとする。

(機密の保持)

第10条 委員及び専門委員は、その会務に関して知り得た機密を漏らしてはならない。

(補則)

第11条 消防機器等の評価について必要な事項は、この規程に定めるもののほか、理事 長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和元年12月18日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、消防機器等評価規程(昭和62年3月27日制定。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に旧規程第4条第3項の規定に基づく委員については、この 規程に基づいて委嘱された委員とみなす。

別記様式(用紙の大きさA-4)

消防機器等評価依頼書

年 月 日

日本消防検定協会 理事長 殿

依頼者 住所 氏名 (法人の場合は、名 称及び代表者氏名) 印

下記の消防機器等について評価を受けたいので、関係書類を添えて依頼します。

記

消防機器等の種別